

米価下落への緊急対策を求める意見書

平成21年産米までの過剰作付けと消費減退により、米の流通在庫は極めて深刻となっており、本県産コシヒカリは今年7月までの過去10カ月間で60キログラム当たり約1,200円下落した。このような中、平成22年産米の流通が始まれば、需給が一層緩和して米価の更なる下落は避けられず、生産現場では様々な不安が高まっている。

米価下落は、農家の所得を減少させ、経営に直接の打撃となるばかりではなく、戸別所得補償モデル事業にかかる支出を膨らませることから、交付金の支払額に対する懸念が広がっている。

加えて、元来、良質で販売価格の高い県産米コシヒカリ等については、全銘柄平均に比べて販売価格の下落が大きく、米価の変動部分に対する交付単価が全国一律に定められた場合には、その十分な補填がなされない恐れがある。良質米を生産するために費やされた不断の努力を無に帰するものであり、いたずらに農家の不公平感を煽ることになりかねない。

また、国の交付金の支払時期が、早い地域でも12月以降、変動部分については翌年3月までとされているが、農家の販売収入が減少する中で、早期の支払が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、現下の米価下落の現状を踏まえ、戸別所得補償モデル対策の実施に当たり、以下の事項に十分留意するよう強く求める。

- 1 平成22年産米の販売価格が下落した場合には、戸別所得補償モデル対策の実施に必要な予算額を確保し、変動部分も含めて、農家の所得補償を確実に行うこと。
- 2 変動部分の交付単価の算定に当たっては、産地及び品種銘柄による販売価格の変動の違いを考慮し、良質米を生産する農家が不利益を被ることのないようにすること。
- 3 固定部分、変動部分のそれぞれの交付金について、農家に対する支払時期をできる限り繰り上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月16日

富山県入善町議会